

議案第19号

令和4年度基山町一般会計補正予算（第1号）

令和4年度基山町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ197,026千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,966,517千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年6月3日提出

基山町長 松田 一也

令和4年6月10日原案可決

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
12 分担金及び負担金		32,596	127	32,723
	2 負担金	30,774	127	30,901
13 使用料及び手数料		130,986	22	131,008
	1 使用料	81,484	22	81,506
14 国庫支出金		1,053,297	112,187	1,165,484
	2 国庫補助金	316,966	112,187	429,153
15 県支出金		547,324	4,554	551,878
	2 県補助金	122,438	3,084	125,522
	3 委託金	59,724	1,470	61,194
16 財産収入		2,456	1,588	4,044
	1 財産運用収入	2,374	1,578	3,952
	2 財産売払収入	82	10	92
17 寄附金		903,001	10	903,011
	1 寄附金	903,001	10	903,011
18 繰入金		806,123	58,960	865,083
	1 基金繰入金	805,195	58,960	864,155
20 諸収入		242,860	18,478	261,338
	1 延滞金、加算金及び過料	1,945	477	2,422
	5 雑入	152,247	18,001	170,248
21 町債		164,408	1,100	165,508
	1 町債	164,408	1,100	165,508
歳 入 合 計		7,769,491	197,026	7,966,517

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 総務費		1,872,782	35,565	1,908,347
	1 総務管理費	1,654,426	38,227	1,692,653
	2 徴税費	106,649	△89	106,560
	3 戸籍住民基本台帳費	75,858	△2,652	73,206
	4 選挙費	33,399	79	33,478
3 民生費		2,678,881	31,938	2,710,819
	1 社会福祉費	1,492,383	9,782	1,502,165
	2 児童福祉費	1,186,196	22,156	1,208,352
4 衛生費		740,900	17,713	758,613
	1 保健衛生費	315,395	17,713	333,108
6 農林水産業費		108,783	△1,561	107,222
	1 農業費	90,432	△2,397	88,035
	2 林業費	18,351	836	19,187
7 商工費		267,440	44,842	312,282
	1 商工費	267,440	44,842	312,282
8 土木費		402,192	55,771	457,963
	1 土木管理費	25,794	506	26,300
	2 道路橋梁費	115,444	44,433	159,877
	3 都市計画費	53,179	10,832	64,011
9 消防費		282,739	1,184	283,923
	1 消防費	282,739	1,184	283,923
10 教育費		631,746	10,883	642,629
	1 教育総務費	95,285	349	95,634
	2 小学校費	119,980	1,923	121,903
	3 中学校費	59,358	1,975	61,333
	4 社会教育費	213,961	△1,927	212,034

第 2 表 地 方 債 補 正

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 (千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額 (千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
道路整備事業	8,900	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。	10,900	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。
交通安全対策事業	6,000	同上	同上	同上	5,100	同上	同上	同上